

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 7 年 7 月 定 例 会 会 議 録					
1 日 時	令和7年7月24日(木) 午後2時00分から3時51分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-F				
3 教育長の氏名	宮尾孝				
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二	委員 関根桂子	三 委員 森田高正
	四	委員 北條規	五	委員 高橋和美	
5 欠席した委員の氏名					
6 説明のため出席した職員	坂口教育部長、赤塚教育部副部長兼生涯学習課長、磯野教育部参事、藤原教育総務課長、笹原学校教育課長、玉神学校教育課副課長、坂詰生涯学習課副参事、大平文化財保護課長				
議案及び報告件名	議 事 の 大 要				
1 開会の宣言	宮尾教育長： 令和7年北本市教育委員会7月定例会を開会する。				
2 会議録の承認について	宮尾教育長： 令和7年北本市教育委員会6月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。				
	— 各委員、特に意見なし —				
	宮尾教育長： 当該議事録については、承認としてよいか。				
	— 各委員、了承 —				
3 会議録署名委員の指名について	宮尾教育長： 本日の会議録の署名委員については、1番の黒川委員に願います。				
4 議事の取扱い	宮尾教育長： 本日の案件は、報告事項が3件、審議事項が4件の合計7件である。				
	なお、本日の教委報告第46号については、国から非公開にて審議することが望ましいと指導を受けている案件、教委議案第37号については、個人情報に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。				
	— 各委員、了承 —				
5 報告事項(公開)	宮尾教育長： 本日の教委報告第46号及び教委議案第37号については、「非公開」審議とする。				
	宮尾教育長： 報告事項の議案に入る。				

案件)

(1) 教委報告第
44号「教育
長の決裁処
分の報告に
ついて」

宮尾教育長： 教委報告第44号「教育長の決裁処分の報告について」につ
いて、生涯学習課より説明をお願いする。

赤塚生涯学習課長： (教委報告第44号の説明)

宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。

森田委員： 谷口たかひささんお話会について、不承認となった理由は。

赤塚生涯学習課長： 令和7年度北本市教育行政の重点施策に定める6つの基本
目標に該当しないと判断したためである。

森田委員： 経歴等を調べたところ、お話会の内容については子供達に
とっても役に立ちそうな内容ではないかと思っている。

後援が承認されなくても、開催されれば面白い会になるの
ではないか。

宮尾教育長： この不承認については、内容や団体によって不承認となった
ものではなく、本事業の主旨が、教育委員会が後援する目的と
合致しなかったためである。

申請書にある事業の主旨と概要をふまえ、教育委員会の後
援ではなく、市が後援する方が、主旨に一致すると考えた。

市と教育委員会で後援について、住み分ける必要がある。

黒川委員： スポーツフェスティバル2025で、スポーツ義足体験を実施
しないとした理由は何か。

色々な体験をしてみることはとても大切で、無くなってい
しまうのは残念。

赤塚生涯学習課長： そこまでの理由は確認していないが、委員さんから御意見が
あったということは申請者へお伝えさせていただく。

黒川委員： キッズマネースクールについて、過去の分の実績報告書は
提出されていると思うが、どのくらいの参加者がいたのか。

赤塚生涯学習課長： 令和6年度については、小学1年生から小学3年生までの児
童とその保護者で、合計74名の参加があった。

宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

宮尾教育長： 教委報告第44号については、了承としてよいか。

— 各委員、了承 —

(2) 教委報告第
45号「令和
7年第2回
北本市議会
定例会一般
質問答弁に
ついて」

宮尾教育長： 本件は、了承とする。

宮尾教育長： 教委報告第45号「令和7年第2回北本市議会定例会一般質問答弁について」について、教育部長より説明をお願いします。

坂口教育部長： (教委報告第45号の説明)

宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。

森田委員： 行田市では、親が働いていて、登校前に親が出勤してしまう場合に、朝から学童を預かれる仕組みを作ったと新聞に書いてあった。

教職員の働き方改革と逆行するが、北本市でも検討して欲しいと考える。

坂口教育部長： 朝の子供の居場所については、問題として取り上げられていることは認識している。

こちらは、教育部門というよりも、子育て部門との連携が必要である。

学童保育室で受け入れていただく形が実施しやすいが、指定管理者の協力が必要であると考えます。

森田委員： 担当課で連携して進めてもらい、なるべく子育てしやすい市になって欲しい。

坂口教育部長： 様々な情報を集めており、どういう形であればできるか、ということに関係課と検討しているが、実際に実施するか、いつ実施するのか、といったことは見極める必要がある。

黒川委員： 子育て世代を呼び込む施策であり、市全体として取り組む必要がある。

教育委員会だけでなく、市長部局とも連携して進めて欲しい。

坂口教育部長： 了解した。

森田委員： デーノタメ遺跡については、今後の活用については是非とも頑張っていたきたい。

また、縄文まつりについても楽しみにしている。

スポーツまつりといったイベント等でも縄文まつりの情報を発信してよりPRして欲しい。

大平文化財保護課長： 今年度の縄文まつりは、産業観光課のカレーフェスティバルと連携する予定である。

縄文まつりだけだと元々興味がある人だけになってしまうため、色々なイベントと連携して実施し、周知しながらすそ野を広げていく努力は必要である。

うまく周知を行っていききたい。

北條委員： シティプロモーションの一環で、若者チャレンジプロジェクトふみだスコーレで、高校生が縄文の企画を打ち出してワークショップまで行った。

人数は少ないが縄文に関心を持っている若い人達もいて、どのようにアプローチしていくかが重要。

大平文化財保護課長： シティプロモーション担当から話を受け、昨年度のデーノタメ遺跡シンポジウムでワークショップを行った。引き続き縄文まつりに参加いただける余地がないか、検討していきたい。

文化財というと年齢層が高くなりがちのため、少しでも若い方に参加していただきたいと思っている。

森田委員： 遺跡の活用を考える際に、色々な場所にあるような展示施設を建てるのが良いのか。

他の地域にあるような遺跡群と同じになるのはつまらないのではないかと。

デーノタメ遺跡の活用を考えるための検討委員会の中にも色々な考えを出せるような人を入れて、活性化して欲しい。

大平文化財保護課長： 会議としての運営も考えつつ、様々な意見を言っていたける人に参加いただけたと思う。

デーノタメ遺跡の特徴としては、他の遺跡と異なり指定史跡になる前から市民団体がしっかり活動しており、珍しい事例。

これからもうまく活動していけるような遺跡にしたいと考えている。

磯野教育部参事： 学術的にデーノタメ遺跡の価値があることは、国等からも認めていただいているところだが、それだけではない。

地域の住民の方々が熱を持って遺跡に関わる様々な活動を行っていることが、素晴らしい遺跡にしていると感じる。

市民に関わってもらいながら、デーノタメ遺跡が北本市にあって良かったと思っていただき、愛着をもってもらえるような遺跡にしていくことが大事。

6 審議事項(公開案件) (3) 教委議案第34号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」	デーノタメ遺跡が指定される前から市民団体が、月に一度は活動しているところも高く評価されている。 近くにURがあるが、うまく連携しながら、このURがあることが強みに出来るような遺跡にしていきたい。 宮尾教育長： 一般質問をいただいた毛呂議員は、デーノタメ遺跡に関する活動を応援してくれており、もっと周知活動をして欲しいという意図での質問であった。 今関議員の学力向上支援員に関する質問も、学校の先生方は一生懸命に取り組んでいるが、大変な子供が増えてきていて、先生方が大変な思いでやっているということを知っていて、応援してくれている。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第45号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。 宮尾教育長： 公開案件の審議事項に入る。 宮尾教育長： 教委議案第34号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」について、教育総務課より説明をお願いします。 藤原教育総務課長： (教委議案第34号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 黒川委員： 国際理解教育の推進というところで、イングリッシュ・サマー・プログラムを実施したとあるが、どういったものか。 玉神学校教育課副課長： こちらは市が主催するプログラムである。 A L Tの方にも参加いただき、英語を通して体験学習をしながら楽しんで学んでいく。 小学校中学年を中心として午前の部、午後の部に分けて行われ、今年度から対象を拡大して中学生まで参加出来るようになった。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。
---	--

	— 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第34号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(4) 教委議案第35号「北本市学校における働き方改革基本方針の改定について」	宮尾教育長： 教委議案第35号「北本市学校における働き方改革基本方針の改定について」について、学校教育課より説明をお願いします。 笹原学校教育課長： (教委議案第35号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 黒川委員： 業務改善コーディネーターについては、どのような役目を担うのか。 笹原学校教育課長： 主に主幹教諭や教務主任が担うこととなるが、校内での会議や学校行事等について、話を聞きながら効率化していく部分を探して調整しながら業務改善をしていくことが期待されている。 北條委員： 細かい具体的な目標数値はあるか。 笹原学校教育課長： 大きな目標としては、時間外在校等時間を月45時間以内、年360時間以内の教職員の割合を令和9年度末までに100%とするといった目標がある。 細かな部分では、それぞれの勤務管理システムにより打刻を行うが、目的としては子供に向き合うことが本質であるため、細かい数字目標を立てている訳ではない。 森田委員： 2人に1人が1日平均2時間ぐらいの残業をしている。 問題提起をしながら合理化を図っていくことが望ましいが、結局家に持ち帰ってしまい実態としては変わらないということが起きる可能性もあり、時間内に業務が収まるように工夫をして、チェックすることが必要。 笹原学校教育課長： 了解した。 関根委員： 中学校の教職員の在校時間が多いが、部活動の影響が大きい

いのか。

また、部活動に関する取組みとしてはどのようなものがあるか。

笹原学校教育課長： 中学校の勤務時間は、8時20分から16時50分までであり、部活動を行なうことになると、どうしても18時近くまで部活動を行なうため、時間外となってしまう。

部活動に関する取組みとしては、拠点校部活動の取組を進めており、まずはこの取組を進めていく。

理想としては、部活動の地域移行があり、地域の団体に生徒が参加して、それを部活動の取組として認めていく。

引き続き地域の団体との協議を進めていく。

関根委員： 拠点校部活動で部活動を行なう場合は、拠点校で教員が部活動の指導を行うということか。

笹原学校教育課長： 拠点校部活動については、教員が指導を行う。

そのため、部活動を担う教員数は少なくなるが、大幅に負担が少なくなるわけではない。

宮尾教育長： 部活動の地域移行を図りたいが、受け皿となってくれる団体がいない。

拠点校部活動の場合は、全く経験が無い教員が指導するということが無くなり、経験が無くて指導する教員の負担感が無くなり、生徒の技術も向上するメリットがある。

黒川委員： 部活動の地域移行については、他の自治体でも大変苦勞をしていると聞いている。

大学が近くにあったり、スポーツクラブを有する企業がある場合は受け皿となってくれる可能性があるが、様々な地域の実態があるため難しい。

教育委員会だけでなく市長部局とも連携して進めた方が良いのではないか。

宮尾教育長： 市でもガイドラインを作って、部活動については、平日は90分、休日は3時間で片付けを行うように時間の目安を定めており、昔よりは働き方改革は進んできている。

また、国は給特法の改正を進め、教職調整額4%を数年かけて1%ずつ上げていき最終的に10%まで上げることとしているが、その代わりに働き方改革を進めて残業時間を減らすことになっている。

教育委員会としては、働き方改革に関する計画をつくり、今後、総合教育会議で話題にする必要がある。

	宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第35号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(5) 教委議案第36号「北本市勤労福祉センター設置及び管理条例施行規則及び北本市コミュニティセンター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則について」	宮尾教育長： 教委議案第36号「北本市勤労福祉センター設置及び管理条例施行規則及び北本市コミュニティセンター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 坂詰生涯学習課副参事： (教委議案第36号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第36号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
7 報告事項(非公開案件) (6) 教委報告第46号「史跡デーノタメ遺跡の追加指定にかかる意見具申について」	宮尾教育長： 非公開案件の報告事項に入る。 宮尾教育長： 教委報告第46号「史跡デーノタメ遺跡の追加指定にかかる意見具申について」について、文化財保護課より説明をお願いします。 大平文化財保護課長： (教委報告第46号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第46号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 —

8 審議事項(非公開案件) (7) 教委議案第37号「北本市立学校適正規模等研究会議委員の委嘱及び任命について」	宮尾教育長： 本件は、了承とする。 宮尾教育長： 非公開案件の審議事項に入る。 宮尾教育長： 教委議案第37号「北本市立学校適正規模等研究会議委員の委嘱及び任命について」について、教育総務課より説明をお願いする。 藤原教育総務課長： (教委議案第37号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第37号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
9 その他	宮尾教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 学校教育課： (令和7年度教育委員学校訪問について) 学校教育課： (令和7年度北本市教育講演会について) 生涯学習課： (令和7年度教育委員社会教育施設訪問について)
10 閉会の宣言	宮尾教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 — 特になし — 宮尾教育長： 以上をもって、北本市教育委員会7月定例会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和7年8月25日 教育長 宮尾 孝 署名委員 黒川 範子 書記 落合 元

